

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱

制 定	令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号
改 正	令和 3 年 6 月 25 日付け農第 221 号
改 正	令和 4 年 4 月 15 日付け農第 71 号
改 正	令和 4 年 10 月 21 日付け農第 720 号
改 正	令和 5 年 4 月 12 日付け農第 18 号
改 正	令和 6 年 3 月 26 日付け農第 1447 号
改 正	令和 7 年 4 月 4 日付け農第 56 号

(趣旨)

第 1 島根県の農業就業人口は減少を続け、平均年齢が既に 70 歳を超えている状況であることから今後も農業就業者の減少は避けられない。また、島根県農業が維持・発展していくためには、このような就業者の年齢構成の偏りを度外視しても米などの土地利用型作物については、農地の集積を進めた上で年間 10 人程度、施設園芸、畜産では、販売額 1,000 万円を基準として年間 50 人程度の新規就農者が必要となるが、現状では、新規就農者の中で自営就農者の割合が約 3 割、中でも今後中核的な担い手として期待される認定新規就農者は毎年 40 人前後と、必要数に対して大きく不足している。

そのため、U I ターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化していくことが、島根県農業の持続的な発展に不可欠である。

そこで、新規自営就農者を始めとした担い手の増加に向けた対策を総合的に実施するものとし、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 補助金の事業種目、対象経費、事業実施主体及び補助率は、別表 1 及び別表 2 に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第 3 事業実施主体が、規則第 4 条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第 1 号及び別記（１）～（４）の取扱いに定められた申請書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、か

つ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（変更交付申請）

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第2号及び別記（1）～（4）の取扱いに定められた変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）事業実施主体の変更
- （2）補助事業の中止
- （3）事業種目の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合
- （4）事業内容の主要な部分に関する変更
- （5）その他知事が必要と認める場合

（概算払請求）

第5 事業実施主体が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第6 事業実施主体が、規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第4号及び別記（1）から（4）までによるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合には、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月末日までとする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第7 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の提出）

第8 この要綱の規定により知事に提出する書類は、別記（１）～（４）の取扱いにより提出するものとし、農業経営課に提出するものとする。

（帳簿等の保管）

第9 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
（多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱等の廃止）
- 2 多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱（平成30年３月23日付け農第1621号）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱において県が認める研修機関等について（令和2年３月30日付け農第2005号通知）は廃止する。

（経過措置）

- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱別記5の第7の1の（１）又は2の（１）に規定する研修計画又は青年等就農計画等の承認を受けた者については、この要綱別記3の第7の1の（１）又は2の（１）に規定する承認を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年６月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年10月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月12日から施行する。

2 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

様式第 1 号

(番 号)
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付される
よう関係書類を添えて申請します。

記

1 経費の配分

様式第 1 号（別紙）のとおり

2 事業の内容

別添：別記（１）～（４）の「承認申請書」のとおり
（該当する事業種目のみ添付する）

様式第 1 号（別紙）

1 事業の目的※1

2 経費の配分

（1）経費の配分及び負担区分

事業種目	事業費 (a)+(b)+(c)	補助事業に 要する経費 (要した経費) (a)+(b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	市町村費 (b)	その他 (c)	
	円	円	円	円	円	
合計						

3 収支予算※2

（1）収入の部

区分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
計				

（2）支出の部

区分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
計				

4 事業完了予定年月日※3 年 月 日

※1 及び 3：実績報告の時は※1「成果」、※3「事業完了年月日」とする。

※2：別記（2）以外の事業のみ記入する。

様式第 2 号

(番 号)
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金変更承認申請書※2

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。※2

記

1 変更理由

2 経費の配分等

様式第 1 号（別紙）のとおり

※1 この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

3 事業の内容

別添：別記（１）～（４）の「変更承認申請書」のとおり
（該当する事業種目のみ添付する）

※2 補助金の額が増額する場合は、件名の「新規就農者確保・育成事業費補助金変更承認申請書」を「新規就農者確保・育成事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

(番 号)
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったこの補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

事業 種目	交付決定額 ※1		月 日現在 予定出来高		県補助金			事業 完了 予定 年月日	備考
	事業費	県補助金 (a)	事業費	県補助金	既受領額 (b)	今回 請求額 (c)	残額 (a-b-c)		
	円	円	円	円	円	円	円		
計		(%)※2		(%)※2	(%)※2	(%)※2	(%)※2		

※ 1 「交付決定額」には補助金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。

※ 2 「（ %）」には、(a)を 100%とする割合を記入すること。

様式第 4 号

(番 号)
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおりその実績を報告します。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求します。)

記

1 経費の配分

様式第 1 号 (別紙) のとおり

2 事業の内容

別記 (1) ~ (4) の「実績報告書」のとおり

(該当する事業種目のみ添付する)

様式第 5 号

(番 号)
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付規則第 1 1 条に基づく確定額

金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

(注) 3 の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

別記（３）

農業人材投資事業

第１ 事業の内容

農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

第２ 事業の種類

第１の目的を達成するために必要な以下の活動を実施する経費に対し支援を実施する。なお、補助率等は、別表１のとおりとする。

１ 準備型

就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、資金を交付する事業

２ 経営開始型

経営開始直後の就農者に対して、資金を交付する事業

第３ 事業の仕組み

県は、事業実施主体に対して、補助金を交付する。

第４ 事業実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

第５ 資金の交付要件等

市町村は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

１ 準備型

（１）準備型の交付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則50歳以上の県内在住者又はＵＩターン者（県外から住民票を異動させてＵＩターンをしようとする者若しくはＵＩターンして、就業及び就農をしていない段階の者。なお、既にＵＩターンしている者については、原則として、住民票を異動して概ね１年以内とする。ただし、公益財団法人ふるさと島根定住財団の産業体験期間、市町村事業等による農業研修期間及び地域おこし協力隊員等として地方自治体から委嘱され、地域協力活動に従事した期間を除く。）であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。ただし、50歳未満であっても、研修先が新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）（別記２）就農準備資金・経営開始資金の第５の１の（１）のイの（ウ）のaであることを理由に対象とならない場合であって生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村が認める場合に限り、採択を可能とする。

イ 第６の１の（１）の研修計画（農業人材様式第１号）が次に掲げる基準に適合していること。

（ア）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた研修機関等で研修を受けること。

- (イ) 研修期間が概ね6か月かつ概ね600時間以上(概ね1月当たり100時間以上)であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
- (ウ) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。)で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- a 当該先進農家等と過去に雇用契約(公益財団法人ふるさと島根定住財団の事業による産業体験及び市町村等の事業による農業研修における研修先と締結した契約並びに短期間のパート及びアルバイトを除く。)を結んでいないこと。
 - b 当該先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。
- ウ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。
- エ 原則として生活費の確保を目的とした国や地方公共団体の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に国の就農準備資金の交付、就農準備支援資金の交付、農業次世代人材投資資金の交付、青年就農給付金の給付、就職氷河期世代の新規就農促進資金の交付、就農給付金の給付、半農半X支援事業による助成又は改正前の本要綱別記4経営継承・発展等研修支援事業による助成を受けていないこと。
- オ 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割(農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承すること又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となること(以下「農業経営を継承」という。)又は独立・自営就農(2の(1)のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)することを確約すること。
- カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後1年以内に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条第1項に規定する農業経営改善計画(以下「農業改善計画」という。)又は第14条の4第1項に規定する青年等就農計画(以下「青年等就農計画」という。)の認定を受けること。
- キ 第6の1の(1)の研修計画の承認申請時において、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。)全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村が認める場合に限り、採択を可能とする。
- ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまで、又は第6の1の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入すること。
- ケ 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム(農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。)の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

(2) 資金額及び交付期間

資金の額は、交付期間 1 月につき 1 人当たり県内在住者にあつては 6 万円、U I ターン者にあつては 12 万円とする。また、交付期間は、最長 12 月とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、市町村は資金の交付を停止する。

ア (1) の要件を満たさなくなったとき。

イ 研修を途中で中止したとき。

ウ 研修を途中で休止したとき。

エ 第 6 の 1 の (4) の報告を行わなかったとき。

オ 第 7 の 1 の (4) の研修実施状況の現地確認等により、次に掲げる事項を満たさず適切な研修を行っていないと市町村が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。

(ア) 研修に積極的であり、指導者等関係者の助言・指導に従うこと。

(イ) 研修内容を理解し、就農に必要な技術や知識の習得が認められること。

(ウ) 成績表の発行がある機関で研修する場合にあつては、最低評価がないこと。

(エ) 就農に向けた準備を行い、着実な就農が期待されること。

(オ) 研修の出席状況が良好で、概ね 6 か月かつ概ね 600 時間以上の研修を受けている（受ける見込みがある）こと。

(4) 次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事情として市町村が認めた場合（イの（カ）に該当する場合を除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

(ア) (3) のアからウまでに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

(イ) (3) のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

イ 全額返還

(ア) (3) のオに該当したとき。

(イ) 研修終了後（研修中止後及び第 6 の 1 の (7) のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1 年以内に、原則 50 歳以上で、県内において独立・自営就農又は親元就農をしなかったとき。ただし、第 6 の 1 の (7) のウによる手続を行い、研修終了から 2 年以内に独立・自営就農又は親元就農をした場合を除く。

(ウ) 親元就農をした者が、(1) のオで確約したことを実施しなかったとき。

(エ) 独立・自営就農を 2 年間継続しないとき。ただし、第 6 の 1 の (7) のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則 1 年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合は、この限りでない。

(オ) 就農を中断した期間を除いて、親元就農した者にあつては 5 年間、独立・自営就農した者にあつては 2 年間、第 6 の 1 の (7) の報告を行わなかったとき。

(カ) 虚偽の申請等を行ったとき。

(キ) 独立・自営就農した者が、就農後 1 年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかったとき。

(ク) 就農を開始した後、県内に 5 年間居住しなかったとき（U I ターン者に限る）。

2 経営開始型

(1) 経営開始型の交付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳以上であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

イ 次に掲げる要件を満たす、県内における独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

(ア) 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であって、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受け、又は同条第3項に規定する認定の効力を失っていないこと。

エ 青年等就農計画に農業人材投資資金申請追加資料（農業人材様式第2号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

(ア) 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

キ 原則として生活費の確保を目的とした国や地方公共団体の他の事業による交付等を受けていないこと。また、過去に国の経営開始資金の交付、経営開始支援資金の交付、

農業次世代人材投資資金の交付、青年就農給付金の給付、就農給付金の給付又は半農半X支援事業による助成を受けたことがないこと若しくは原則として国の雇用就農資金の交付又は農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。また、経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと。

ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実に認められること。

ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村が認める場合に限り、採択を可能とする。

コ 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

（2）交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、交付期間1年につき1人当たり72万円を交付する。また、交付期間は、最長2年間（経営開始後2年度目分まで）とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、アの額に1.5を乗じて得た額を交付する。

（ア）家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

（イ）主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

（ウ）夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

ウ 複数の交付対象者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該交付対象者（当該農業法人及び交付対象者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれアの額を交付する。

なお、経営開始後2年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。

（3）次に掲げる事項に該当する場合は、市町村は資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなったとき。

イ 農業経営を中止したとき。

ウ 農業経営を休止したとき。

エ 第6の2の（6）の報告を行わなかったとき。

オ 第7の2の（4）の就農状況の現地確認等により、次に掲げる事項を満たさず、適切な農業経営を行っていないと市町村が判断したとき（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、市町村から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合その他の適切な農業経営を行わない場合）。

（ア）次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチー

- ム、隠岐支庁又は農林水産振興センター等関係機関及び指導農業士等関係者の助言・指導に従うこと。
- (イ) 営農に必要な技術や経営のノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいること。
- (ウ) 年間150日以上かつ1,200時間以上で年間を通じて農業生産に従事していること。
- (エ) 概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれること（ただし、災害等計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く。）。
- (オ) 労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいること。
- (カ) 将来にわたって営農継続が期待されること。
- (4) 次に掲げる要件に該当する場合は、交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気、災害その他やむを得ない事情として市町村が認めたときは、この限りでない。
- ア (3) のアからオまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
- イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。
- ウ 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第6の2の（6）のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合はこの限りでない。

第6 交付対象者の手続

1 準備型

(1) 研修計画の承認申請

準備型の交付を受けようとする者は、研修計画（農業人材様式第1号）を作成し、市町村に承認の申請をする。

(2) 研修計画の変更申請

(1) の承認を受けた者は、研修計画を変更（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合を除く。）する場合は、計画の変更の承認を申請する。

(3) 交付申請

(1) の承認を受けた者は、交付申請書（農業人材様式第3号）を作成し、市町村に当該年度の研修期間に係る資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象期間と同一の年度内に行うものとする。なお、各年度の交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

(4) 研修状況報告

準備型の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）は、各年度の研修状

況報告書（農業人材様式第4号）を市町村が別に定める日までに提出する。

（5）交付の中止

準備型交付対象者は、準備型の交付を中止する場合は市町村に中止届（農業人材様式第6号）を提出する。

（6）交付の休止

ア 準備型交付対象者は、病気、災害その他やむを得ない理由により研修を休止する場合は市町村に休止届（農業人材様式第7号）を提出する。

イ アの休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届（農業人材様式第8号）を提出する。

ウ 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届と合わせて（2）の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

（7）研修終了後の報告

ア 就農状況報告

研修終了後、親元就農する者及びU I ターン者で独立・自営就農する者にあつては6年間、県内在住者で独立・自営就農する者にあつては3年間、各年度の就農状況報告（別紙様式第9-1号又は9-3号）を市町村に提出する。ただし、準備型交付対象者が同一市町村から経営開始型の交付を受ける場合は、2の（6）のアの報告期間中は当該報告をもって代える。なお、交付の終了後、引き続き交付対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（農業人材様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、市町村に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（農業人材様式第11号）を市町村に提出する。継続研修は研修終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として1年以内とする。

また、継続研修の期間中は（4）に準じて、市町村に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年の間（県内在住者で独立・自営就農する者にあつては交付期間終了後3年の間）に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（農業人材様式第12号）を市町村に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農又は親元就農が困難な場合は、市町村に就農遅延届（農業人材様式第13号）を提出する。なお、就農遅延期間は、研修終了後から原則2年以内とする。

エ 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農又は親元就農をした場合は、就農後1か月以内に就農報告（農業人材様式第14号）を市町村に提出する。

オ 就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市町村に就農中断届（農業人材様式第15

号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(農業人材様式16号)を提出する。

カ 離農報告

準備型交付対象者は、交付期間終了後6年の間(県内在住者で独立・自営就農する者にあつては交付期間終了後3年の間)に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(農業人材様式第21号)を市町村に提出する。

(8) 返還免除

準備型交付対象者は、第5の1の(4)の病気、災害その他やむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(農業人材様式第18号)を市町村に提出する。

(9) 申請窓口

ア 研修予定地の市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする市町村と就農予定地の市町村が調整の上、就農予定地の市町村から交付することができる。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始型の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町村に承認の申請をする。

(2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合を除く。)する場合は、計画の変更を申請する。

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書(農業人材様式第19号)を作成し、市町村に当該年度の農業経営に係る資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象期間と同一の年度内に行うものとする。なお、各年度の交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は交付期間を月割にして算出するものとする。

(4) 交付の中止

経営開始型の交付を受けた者(以下「開始型交付対象者」という。)は、経営開始型の交付を中止する場合は市町村に中止届(農業人材様式第6号)を提出する。

(5) 交付の休止

ア 開始型交付対象者は、病気、災害その他やむを得ない理由により就農を休止する場合は市町村に休止届(農業人材様式第7号)を提出する。

イ アの休止届を提出した開始型交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届(農業人材様式第20号)を提出する。

ウ 開始型交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、第5の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除き、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて(2)の手續に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。

(6) 就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始型交付対象者は、交付期間中各年度の就農状況報告書（農業人材様式第9－1号）を市町村に提出する。また、交付期間終了後2年間、各年度の作業日誌（農業人材様式第9－1号－1）を市町村に提出する。交付期間終了後2年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（農業人材様式第21号）を市町村に提出する。

イ 住所等変更報告

開始型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後2年の間に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（農業人材様式第12号）を市町村に提出する。

ウ 就農中断報告

開始型交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市町村に就農中断届（農業人材様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（農業人材様式第16号）を提出する。

（7）返還免除

開始型交付対象者は、第5の2の（4）の病気、災害その他やむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（農業人材様式第18号）を市町村に提出する。

（8）申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図の策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

第7 市町村の手続等

1 準備型

（1）研修計画の承認

市町村は、準備型の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

審査の結果、第5の1の（1）の要件を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。なお、審査に当たっては、面接等の実施により行うものとする。

（2）研修計画の変更の承認

市町村は、研修計画の変更申請があった場合は、（1）の手続に準じて承認する。

（3）資金の交付

資金の交付申請を受けた市町村は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、市町村の判断により1年分の資金を一括で交付することができる。資金の交付の時期は、研修計画の承認後、速やかに行うものとする。

（4）研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた市町村は、研修機関や隠岐支庁又は農林水産振興センター等

の関係機関と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、県等と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（農業人材様式第5号）を使い、以下の方法により原則として面談を行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

ア 交付対象者への面談

（ア）研修に対する取組状況

（イ）技術の習得状況

（ウ）就農に向けた準備状況

イ 指導者への面談

（ア）研修に対する取組状況

（イ）技術の習得状況

（ウ）就農に向けた準備状況

ウ 書類確認

（ア）成績表（教育機関で研修を受ける場合）

（イ）出席状況

（ウ）研修時間及び休憩時間

（5）継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた市町村は、（1）の手順に準じて承認する。ただし、この場合、「第5の1の（1）の要件」を「第5の1の（1）のア及びイの要件」と読み替えるものとする。

（6）研修終了後の確認

ア 市町村は、就農状況報告の提出があった準備型交付対象者の就農状況を、年に1回、2年間確認する。ただし、第5の1の（1）のオの親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。確認は以下のとおり行うこととする。

（ア）開始型交付対象者

2の（4）による確認結果を持って確認に代える。なお、準備型交付市町村と開始型交付市町村が異なる場合は、当該開始型交付市町村に照会して確認する。

（イ）（ア）以外の者

2の（4）に準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

市町村は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、市町村は就農遅延届の提出があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

市町村は、独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出があった場合、

農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 就農中断者の状況確認

市町村は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町村は就農中断届の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(7) 交付の中止

市町村は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第5の1の(3)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 市町村は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は資金の交付を休止し、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 市町村は、準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

市町村は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5の1の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(10) 申請窓口

ア 研修予定地の市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする市町村と就農予定地の市町村が調整の上、就農予定地の市町村から交付することができる。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認

市町村は、経営開始型の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第5の2の(1)の要件を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。なお、審査に当たっては、面接等の実施により行うものとする。

(2) 青年等就農計画等の変更の承認

市町村は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

(3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた市町村は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、市町村の判断により1年分の資金を一括で交付することができる。資金の交付の時期は、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。

(4) 就農期間中の確認

ア 就農状況の確認

就農状況報告を受けた市町村は、隠岐支庁又は農林水産振興センター等の関係機関と協力し、資金を交付している期間及び資金の交付期間と同期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、県等と連携して適切な指導を行う。

確認は、就農状況確認チェックリスト（農業人材様式第17号）を使い、以下の方法により原則として面談を行う。

（ア）開始型交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

（イ）圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

（ウ）書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地基本台帳の写し

イ 就農中断者の状況確認

市町村は、開始型交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町村は就農中断届の提出のあった経営開始型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

（5）交付の中止

市町村は、開始型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第5の2の（3）のア、イ、エ又はオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

（6）交付の休止

ア 市町村は、開始型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は資金の交付を休止し、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 市町村は、開始型交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

（7）返還免除

市町村は、開始型交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第5の2の（4）のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

（8）申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図の策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村

で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

3 交付対象者情報の共有

- (1) 県、市町村等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。
- (2) 県、市町村等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、農業人材様式第22号により適切に取り扱うものとする。
- (3) 県は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、市町村、本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求めること及び現地への立入調査を行うことができる。

第8 事業計画の申請等

- 1 市町村は、交付要綱第3に基づき、補助金の交付を受けようとするときには、交付要綱様式第1号及び農業人材様式第23号を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。
- 2 市町村は、交付要綱第4に基づき、重要な変更を行おうとするときには、交付要綱様式第2号及び農業人材様式第24号を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。
- 3 市町村は、交付要綱第5に基づき、概算払により補助金の交付を受けようとするときには、交付要綱様式第3号による請求書を知事に提出するものとする。
- 4 市町村は、交付要綱第6に基づき、事業の実績報告を行おうとするときは、交付要綱様式第4号及び農業人材様式第25号を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

第9 新規就農者育成総合対策の就農準備資金・経営開始資金との関係

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、新規就農者育成総合対策の就農準備資金・経営開始資金の例による。

研 修 計 画（準備型）

令和 年 月 日

様

住 所：〒
氏 名：
[申請者] 電話番号：
(生年月日： 年 月 日： 歳)
メールアドレス：

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
（3）第 6 の 1 の（1）の規定に基づき研修計画の承認を申請します。
なお、第 7 の 3 の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機
関において共有されることに同意します。要綱の規定を遵守し、要綱の規定により当該資金の交
付を停止され、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

1 農業を始めようと思った理由

2 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期 (就農時年齢)	年 月 (歳)
就農形態	☐新たに農業経営を開始 ☐親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐親の農業経営を継承 ☐全体、☐一部 ☐親元就農 ☐親の経営の全体を継承、☐法人の（共同）経営 ☐親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承（法人の場合は経営者となる）、又は新たな部門を開始する予定時期 年 月		

経営面積* ₁ 飼養頭羽数	_____a・頭・羽（合計）	農業所得目標* ₁	万円/年
経営内容* ₁	作目： _____a 作目： _____a （その他： _____）		

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

4 計画を達成するための研修*₂

① 研修内容等

名 称		所 在 地	
専 攻 ・ 営 農 部 門		研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修内容			

② 交付対象となる研修期間（準備型）

年 月 日 ～ 年 月 日

5 その他

常勤の雇用契約の締結	☐ 締結している ☐ 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	☐ 給付されている ☐ 給付されていない
国の就農準備資金、就農準備支援資金、農業次世代人材投資資金、旧青年就農給付金、就職氷河期世代の新規就農促進資金、県の就農給付金、半農半X支援事業、経営継承・発展等研修支援事業による給付	☐ 給付があった ☐ 給付はない
傷害保険の加入	☐ 加入している ☐ 研修期間の開始前に加入する ☐ 加入しない
前年の世帯全体の所得 （「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」）	万円

添付書類

別添 1：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添2：受講する研修が分かるカリキュラム又は研修実施計画及び研修に関する
確認書その他受講が認められていることを証する書類

別添 3 : 誓約書

別添 4 : 履歷書

別添 5：離職票の原本・雇用保険受給者資格者証写し（離職票提示可能な場合）

離職票の原本が提出できない場合は次のいずれかに○をしてください。

1. 雇用されたことがない 2. 法人の役員等であった
3. その他 ()

別添 6 : 確約書 (研修終了後、親元就農する予定の場合)

別添 7：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写し。交付対象となる研修期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを提出すること。

別添 8 : 前年の世帯全員の所得を証明する書類 (源泉徴収票、所得証明書等)

前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、生活費確保の観点から
資金を必要とする理由欄に記載した事情を説明する書類

- * 1 就農 5 年後の目標を記入する。
* 2 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

研 修 実 施 計 画

1. 研修内容

年 月	研修時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
研修時間合計		

2. 習得する技術

-
-
-
-

上記の研修内容で研修を実施します。

令和 年 月 日

(研修先名称)
(住所)
(電話番号)

※上記内容が記載された研修実施計画であれば本様式に限らない。

農業研修に関する確認書（例）

農業生産法人A（以下、甲という）と研修生B（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第1条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第2条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密、または甲と取引する顧客情報等（個人情報含む。）について、他に漏洩してはならない。
- （2）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- （3）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- （4）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- （5）上の（1）から（4）に違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第3条（研修受入先の責務）

- （1）甲は、乙が独立・自営就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承する又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- （2）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条（損害賠償）

- （1）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- （2）乙は、研修における不慮の事故について、第2条（3）の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第5条（費用の負担）

- （1）研修に要する経費（〇〇〇）は、甲が負担する。
- （2）研修に要する経費（△△△）は、乙が負担する。

〔 第〇条（研修謝金）
乙は甲に月額〇万円を支払う。 〕

第6条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書2通作成し、甲及び乙それぞれ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲
(住 所)
(研修先)
(氏 名)
乙
(住 所)
(氏 名)

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

別添 3

令和 年 月 日

住 所：〒
[申請者]
氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

誓 約 書

私は、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記（3）の規定を遵守し、独立・自営就農又は親元就農するため、研修に励むことを誓約します。

なお、規定により、当該交付金を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた交付金の一部又は全部を返還することを（※保証人の署名を添えて）誓約します。

【	※		
	保証人	住所	
		氏名	
	保証人	住所	
		氏名	印
】	(保証人氏名は自署すること。)		

※保証人を立てる場合は記載する。

履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性別	電 話 番 号
氏 名		昭和 年 月 日 平成 年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3. 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
				年	月	免許・資格

確 約 書

令和 年 月 日

様

住 所：〒

[申請者]

氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和3年3月24日付け農第1363号）別記（3）の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該交付金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること。

（親元就農先）

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	

（当該農業経営を継承する、当該法人の経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する予定の時期）

年 月

生活費確保の観点から資金を必要とする理由

令和 年 月 日

様

住 所：

[申請者]

氏 名：

私は、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱別記（3）農業人材投資事業で定める所得
限度額である前年の世帯全体の所得額が600万円を超えますが、以下の理由により資金を必要
としています。

記

※理由は具体的に記載し、状況を説明できる書類を別途提出すること。

この理由書は、承認を保証するものではありません。

令和 年 月 日

住 所：〒

氏 名：

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和3年3月24日付け農第1363号）別記（3）第6の2の（1）の規定に基づき申請します。

なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。要綱の規定を遵守し、要綱の規定により当該資金の交付を停止され、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「目標地図」への位置付け

集落又は地域名等		☐ 位置付けられている ☐ 位置付けられる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	☐ 加入している又は加入予定（ 月） ☐ 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	☐ 給付されている ☐ 給付されていない
国の経営開始資金、経営開始支援資金、農業次世代人材投資事業、旧青年就農給付金、県の就農給付金、半農半X支援事業、経営継承・発展等支援事業による助成	☐ 助成があった ☐ 助成はない

収 支 計 画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			計 画 1 年目	計 画 2 年目	計 画 3 年目	計 画 4 年目	計 画 5 年目
農 業 収 入	〇〇（作目）	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
農業人材投資資金							
収 入 計 ①（資金を除く）							

		計 画 1 年目	計 画 2 年目	計 画 3 年目	計 画 4 年目	計 画 5 年目
農 業 経 営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支 出 計 ②						
【参考】設備投資 （内容、金額）						
所得計 ①－②						

別添 2

令和 年 月 日

住 所：〒
[申請者]

氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

誓 約 書

私は、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記（3）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、規定により、当該交付金を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた交付金の一部又は全部を返還することを（※保証人の署名、捺印を添えて）誓約します。

※	保証人	住所	
		氏名	印
	保証人	住所	
		氏名	印

（保証人氏名は自署すること。）

※保証人を立てる場合は記載する。

履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性別	電 話 番 号
氏 名		昭和 年 月 日 平成 年 月 日		1. 男 2. 女	

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3. 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
				年	月	免許・資格

生活費確保の観点から資金を必要とする理由

令和 年 月 日

様

住 所：

[申請者]

氏 名：

私は、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱別記（３）農業人材投資事業で定める所得
限度額である前年の世帯全体の所得額が 6 0 0 万円を超えますが、以下の理由により資金を必要
としています。

記

※理由は具体的に記載し、状況を説明できる書類を別途提出すること。

この理由書は、承認を保証するものではありません。

農業人材投資資金（準備型）交付申請書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和3年3月24日付け農第1363号）別記（3）第6の1の（3）の規定に基づき農業人材投資資金（準備型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
交付申請額			0 0 0 円
常勤の雇用契約の締結	☐ 締結している ☐ 締結していない		
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	☐ 給付されている ☐ 給付されていない		

資金の振込口座※

金 融 機 関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所			
	金 融 機 関 コ ー ド						
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号				
	口座名義人 (ふりがな) 氏 名						

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入しなくてもよい。

研修状況報告書

研修__年目 前半・後半（__～__月分）

令和 年 月 日

様

住所
氏名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和3年3月24日付け農第1363号）別記（3）第6の1の（4）の規定に基づき研修状況報告を提出します。

※下線部は継続研修型の場合は「1の（7）」とする。

1 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

2 農業経営力の向上に資する研修状況※について

（どちらかにチェックする）

※第5の1の（1）のケに規定する農業経営力の向上に資する研修

	修了済み
	研修名：
	修了予定

※修了済みの場合は研修内容がわかる資料を添付

3 就農に向け今後の課題、身につける技術など

--

4 就農に向けた準備状況

--

添付書類

- 1 成績表又は評価表の写し
- 2 出席状況が分かる書類（出席簿の写し、研修日誌等）

別添 研修日誌（先進農家等用）

1 研修実施日数、時間及び状況

年月	研修 時間	研修計画内容	研修状況
年 月	時間	・ ・	
研修時間合計			

2 研修時間、休憩時間及び休暇の状況

8時間を超えた研修時間があったか	あり ・ なし ありの場合の超過した理由 ・ ・
休憩時間は適切であったか ・ 研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えられているか	適切であった ・ 適切ではなかった
休日は適切であったか ・ 毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えられているか	適切であった ・ 適切ではなかった

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名 :
代表者名（自署） :
研修責任者名（自署） :

3 各月の状況（令和 年 月分）

[illegible]

※ 上記内容が記載された研修日誌であれば、本様式に限らない。

中 止 届

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

農業人材投資資金の受給を中止しますので、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記（3）第 6 の 1 の（5） の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

※ 下線部は、経営開始型の場合は「2 の（4）」とする。

休 止 届

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

農業人材投資資金の受給を休止しますので、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記（3）第 6 の 1 の（6） の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類
・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

※ 下線部は、経営開始型の場合は「2 の（5）」とする。

研 修 再 開 届（準備型）

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
（3）第 6 の 1 の（6）の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関等	
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始○年目・交付開始○年目 (○～○月分)

※下線部は、給付が終了した後は「給付終了後○年目」とする。

令和 年 月 日

様

住所
氏名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記（3）第 6 の 2 の（6）の規定に基づき就農状況報告を提出します。
※ 下線部は準備型の場合は「1 の（7）」とする。
1. 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（経営開始型受給者の場合は記載不要。））

	既に就農している	年 月 日就農
	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 農業経営力の向上に資する研修状況※について
（どちらかにチェックする。（経営開始型の交付を受けた者は必須。準備型のみの交付対象者の場合は記載不要。））

※第 5 の 2 の（1）のロに規定する農業経営力の向上に資する研修

	修了済み
	研修名：
	修了予定

※修了済みの場合は研修内容がわかる資料を添付

3. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等		
合 計				
家 族	氏 名	年齢・続柄等	農業従事日数	担当業務
		本人		

労働力				
雇用労働力		(人・日)		

4. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載。「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

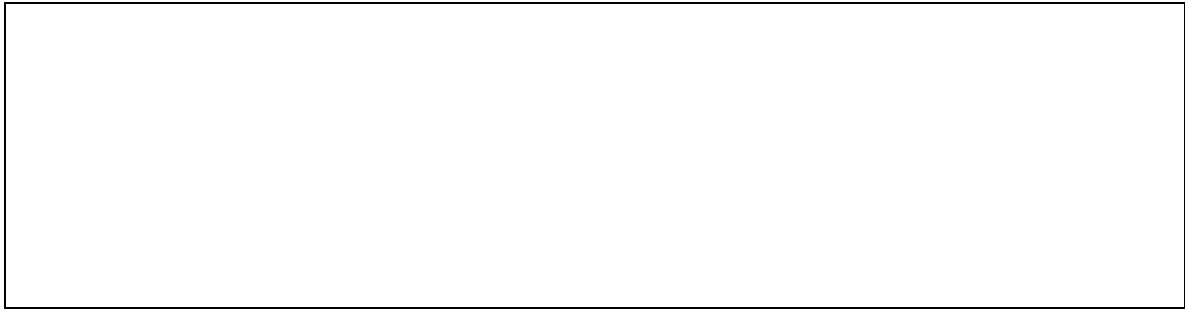
5. 前年の所得 *1

	万円
--	----

6. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況（どちらかにチェックする。）

☐ 加入済	【共済等の名称（ ）】	☐ 未加入
------------------------------	-------------	------------------------------

7. 計画達成に向けた今後の課題



添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）*₂
2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し*₃
3. 通帳及び帳簿の写し*₂
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類*₂（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画の写しのうちいずれかの書類）
（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している契約書の写しは省略することができる。）及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることを確認できる書類。
5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*₄
- * 1 農業人材投資資金を除く。
- * 2 準備型終了後については、2年間及び親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の1回目の報告の際のみ添付する。
- * 3 経営開始型の交付期間のみ添付する。
- * 4 準備型の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

決 算 書

			計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 収 入	〇〇（作目）	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業人材投資資金					
収 入 計 ①（資金を除く）					

		計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計 ②				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農 業 所 得 計 ③ = ①－②				
農 外 所 得 ④		所 得 合 計 ③＋④		

作業日誌(独立・自営就農)

交付終了後○年目 前半・後半 (○～○月分)

令和 年 月 日

様

住所
氏名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
(3) 第 6 の 2 の (6) の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作 業 内 容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合 計		

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し
 - ・農地の一覧及び農地基本台帳の写し（変更がある場合のみ添付する。）
- ※ 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可

農業人材様式第 9－2 号（欠番とする）

就農状況報告(親元就農)

就農〇年目・交付終了後〇年目 (〇～〇月分)

様

令和 年 月 日

住所
氏名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱(令和3年3月24日付け農第1363号)別記
(3)第6の1の(7)の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 親元就農(予定)時期(どちらかにチェックする。)

☐	既に就農している	年 月 日就農
☐	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

3. 農業経営力の向上に資する研修状況※について

(どちらかにチェックする。(経営開始型の交付を受けた者は必須。準備型のみ交付対象者の場合は記載不要。))

※第5の2の(1)のロに規定する農業経営力の向上に資する研修

☐	修了済み
☐	研修名：
☐	修了予定

※修了済みの場合は研修内容がわかる資料を添付

3. 就農先の経営主の氏名等

氏 名	
住 所	
電話番号	

4. 担当している業務

--

5. 今後の課題及び目標

--

6. 農業従事日数・時間

	日		時間
--	---	--	----

7. 経営継承（法人の場合は経営者となる）又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する予定時期

年	月	予定
---	---	----

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し
 2. 青色事業専従者給与に関する届出書（変更届出書）の写し（交付対象者に係る変更がある場合）
 3. 家族経営協定等の写し（交付対象者に係る変更がある場合）

※ 親元就農後に当該農業経営を継承する、法人の（共同）経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始することにより独立・自営就農した場合は、それ以降の就農状況報告は、別紙様式第9－1号により行うこと。

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
		合 計

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

継 続 研 修 計 画

令和 年 月 日

様

住 所：〒
氏 名：
[申請者] 電話番号：
(生年月日： 年 月 日： 歳)
メールアドレス：

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
(3) 第 6 の 1 の (7) の規定に基づき継続研修計画の承認を申請します。

1 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期	年 月
就農形態	☐新たに農業経営を開始 ☐親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐親の農業経営を継承 [☐全体、☐一部] ☐親元就農 [☐親の経営の全体を継承、☐法人の（共同）経営 ☐親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承（法人の場合は経営者となる）、又は新たな部門を開始する 予定時期 年 月]		
経営面積*1 飼養頭羽数	_____a・頭・羽（合計）	農業所得目標*1	万円/年
経営内容*1	作目： _____a 作目： _____a (その他： _____)		

2 将来のビジョン（生産物の販売方法などを記載）

3 継続研修の内容 *2

名 称		所 在 地	
専 攻 ・ 営 農 部 門		研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

別添：受講する研修が分かるカリキュラム又は研修実施計画及び研修に関する確認書その他受講が認められていることを証する書類

- * 1 就農 5 年後の目標を記入する。
- * 2 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

継 続 研 修 届

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

継続研修を開始しましたので、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和3年3月24日付け農第1363号）別記（3）第6の1の（7）の規定に基づき継続研修届を提出します。

継続研修開始日	年 月 日
継続研修終了予定日	年 月 日
研修機関等	

住 所 等 変 更 届

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
（3）第 6 の 1 の（7） の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	住所 電話番号 その他（ ）
変更後	住所 電話番号 その他（ ）

※ 下線部は、経営開始型の場合は「2 の（6）」とする。

就 農 遅 延 届

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
（3）第 6 の 1 の（7）の規定に基づき就農遅延届を提出します。

就農期限日	年 月 日	
就農予定日	年 月 日	
遅延理由		
就農に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

就 農 報 告

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

以下のとおり就農しましたので、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記（3）第 6 の 1 の（7）の規定に基づき就農報告を提出します。

研修終了日	年 月 日	
独立・自営就農又は親元就農した日	年 月 日	
就農形態	☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承（ ☐ 全体、 ☐ 一部） ☐ 親元就農※1 ☐ 親の経営の全体を継承、☐ 法人の（共同）経営 ☐ 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承（法人の場合は経営者となる）、 又は新たな部門を開始する予定時期 年 月	
就農地の市町村		
経営耕地（a）	所有地	
	借入地	
営農作物※2		
経営開始型の受給※2	☐ 有り ☐ 無し ☐ 未定	

※下線部は、研修終了後に親元就農し、その後、当該農業経営を継承する、法人の（共同）経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始することにより独立・自営就農した場合は「親元就農」とする。

※1 親元就農時の就農報告の場合のみ記入できる。

※2 独立・自営就農の場合のみ記入

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第 3 条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく事業計画の写しのうちいずれかの書類）及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借り受けていることが確認できる書類並びに通帳・帳簿の写し（独立・自営就農の場合）
- ・青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）書の写し（親元就農の場合）
- ・家族経営協定等の写し（親元就農の場合）

就 農 中 断 届

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
（3）第 6 の 1 の（7）の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※ 下線部は、経営開始型の場合は「2 の（6）」とする。

就 農 再 開 届

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
（3）第 6 の 1 の（7） の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ～ 年 月 日

※ 下線部は、経営開始型の場合は「2 の（6）」とする。

返還免除申請書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
（3）第 6 の 1 の（8）の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

※ 下線部は、経営開始型の場合は「2 の（7）」とする。

農業人材投資資金（経営開始型）交付申請書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
(3) 第 6 の 2 の (3) の規定に基づき農業人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯全員の総所得 ^{※1}			円
今回の交付申請額 ^{※2}			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	☐ 給付されている ☐ 給付されていない		

※1 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
※2 夫婦で受給している場合は、この金額の 1.5 倍を記載すること。

資金の振込口座※

金 融 機 関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金		店・所	出張所
	金 融 機 関 コ ー ド			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
口座名義人	(ふりがな) 氏 名			

※ 2 回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入しなくてもよい。

経 営 再 開 届

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記
（3）第 6 の 2 の（5）の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

離 農 届

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名

農業経営を中止し、離農しますので、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 24 日付け農第 1363 号）別記（3）第 6 の 1 の（7） の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
-----	-----------------

- 添付書類
- 1 廃業届
 - 2 経営資産の売却の証明書
 - 3 生産物の最終集荷日がわかる伝票 等

※ 下線部は、経営開始型の場合は「2 の（6）」とする。

農業人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

第 1 本事業における個人情報

本事業の実施に際して得られる交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第 2 に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、農業人材投資資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第 2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています）。

- 1 県や市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 県が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1 から 3 までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第 3 同意を得る例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

- 1 農業人材投資資金の申請者が計画書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配布し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて、提出してもらう。
- 2 農業人材投資資金の申請者が交付申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 3 （別紙）個人情報の取扱い（例）において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

(別紙)

様

個人情報の取扱い（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、農業人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、県等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 (注)	県、島根県農業会議、青年農業者等育成センター、市町村、農業共済組合 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)
-------------	---

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

(法人・組織名)
住所
氏名（自署）

(番 号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

市町村長

令和 年度新規就農者確保・育成事業計画認定申請書

(農業人材投資事業)

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱別記（3）第8の1に基づき申請します。

記

区分	交付対象者名	実施期間	事業費（円）	うち補助金（円）
準備型		年 月 ～ 年 月		
		年 月 ～ 年 月		
	小計			
経営開始型		年 月 ～ 年 月		
		年 月 ～ 年 月		
	小計			
	合計			

(添付書類) 準備型 交付対象者からの研修計画書（農業人材様式第1号）
経営開始型 追加資料（農業人材様式第2号）の写し

(番 号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

市町村長

令和 年度新規就農者確保・育成事業計画変更承認申請書

(農業人材投資事業)

令和 年 月 日付け 第 号で承認通知のあった事業計画について、下記のとおり変更したいので、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱別記（３）第８の２に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

区分	交付対象者名	実施期間	事業費（円）	うち補助金（円）
準備型		年 月 ～ 年 月		
		年 月 ～ 年 月		
	小計			
経営開始型		年 月 ～ 年 月		
		年 月 ～ 年 月		
	小計			
	合計			

※この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

(添付書類) 準備型 交付対象者からの研修計画書（農業人材様式第1号）
経営開始型 追加資料（農業人材様式第2号）の写し

(番 号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

市町村長

令和 年度新規就農者確保・育成事業実績報告書

(農業人材投資事業)

このことについて、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱別記（3）第8の3に基づき
下記のとおり報告します。

記

区分	交付対象者名	実施期間	事業費（円）	うち補助金（円）
準備型		年 月 ～ 年 月		
		年 月 ～ 年 月		
	小計			
経営開始型		年 月 ～ 年 月		
		年 月 ～ 年 月		
	小計			
	合計			

(添付書類)準備型 交付対象者からの交付申請書（農業人材様式第3号）、研修状況報告書（農業人材様式第4号）の写し
経営開始型 交付対象者からの交付申請書（農業人材様式第19号）、就農状況報告書（農業人材様式第9号）の写し

研修状況確認チェックリスト(参考例)

※1 本様式は、研修状況の確認のためのチェックリストとして例を示したものです。本様式を参考に、研修内容やカリキュラムに合わせた形で研修状況の確認をしてください。
※2 確認に当たっては、交付対象者と研修指導者の両者から聞き取るとともに、実際の交付対象者の研修の実施状況も確認をしてください。

研修生住所:
研修生氏名:
確認者所属・名前:
確認日: 令和 年 月 日

1 給付対象者への面談用 （これまでの状況について聞き取って下さい。）

ア 研修に対する取組状況

a 研修への積極性について	積極的に取り組んでいる ・ ほぼ取り組んでいる ・ 消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c 指導者等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践できていない ・ 聞き入れない

イ 技術の習得状況

a 栽培管理等の技術・知識の習得状況について	4: 研修内容を十分に理解し、1人で作業できる 3: 研修内容を理解し、1人で作業できるものの品質等は劣る 2: 研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと作業できない 1: 研修内容を理解していなくて作業できない 0: まだ習っていない	今後の課題
[作物(畜種)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
b 機械・施設の操作方法について	4: 研修内容を十分に理解し、1人で適切に操作できる 3: 研修内容を理解し、確認しながらであれば1人で操作できる 2: 研修内容は概ね理解しているものの指導を受けながらでないと操作できない 1: 研修内容を理解していなくて操作できない 0: まだ習っていない	今後の課題
[機械(施設)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

c 農業経営に関する知識の習得状況について	4:理解している 3:一部分からないところがある 2:分らないことの方が多い 1:ほとんど分らない 0:まだ習っていない	今後の課題
販売促進の考え方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
流通・マーケティングの基礎	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
帳簿の付け方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
財務諸表の読み方	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
労務管理に関する知識	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

ウ 就農に向けた準備状況

(独立・自営就農希望の場合)

a 就農に向けた情報収集について	既に開始している ・ 開始していない
b 経営に関する計画の作成状況	作成済み ・ 作成中 ・ 情報収集中 ・ まだ着手していない
c 初期投資等の資金の確保について	確保済み ・ 見込みは立っている 準備を始めたが、見込みは立っていない ・ まだ着手していない
d 農地の確保について	確保済み ・ 交渉中 ・ 情報収集中 ・ まだ着手していない
e 目標地図への位置づけについて	位置づけられている ・ 位置づけられる見込みである 話し合い中である ・ まだ働きかけをしていない

(親元就農希望の場合)

a 就農先の経営内での自らの役割について	確定済み ・ 検討中 ・ まだ検討していない
b 継承への段取りについて	明確にスケジュールを立てられている ・ 検討中 まだ検討していない

2 研修指導者への面談用 （これまでの状況について聞き取って下さい。）

ア 研修に対する取組状況

a 研修への積極性について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である
b 情報収集について(勉強会への参加、質問・相談の状況等)	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である
c 指導者等関係者の助言・指導への対応	聞き入れている ・ 概ね聞き入れている ・ 聞き入れない

イ 技術の習得状況 5:ほぼ完全に理解している。 4:概ね(8割程度)理解している。 3:普通(5割程度) 2:やや理解が劣る。(3割程度) 1:理解していない。0:まだ習っていない

a 栽培管理の技術・知識の習得状況について		今後の課題
[作物(畜種)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[作物(畜種)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

b 機械・施設の操作方法について		今後の課題
[機械(施設)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
[機械(施設)名:]	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

c 農業経営に関する知識の習得状況について		今後の課題
販売促進の考え方	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
流通・マーケティングの基礎	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
帳簿の付け方	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
財務諸表の読み方	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	
労務管理に関する知識	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0	

ウ 就農に向けた準備状況

(独立・自営就農希望の場合)		今後の課題
a 就農に向けた情報収集について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
b 経営に関する計画の作成状況	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
c 資金の準備について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
d 農地の確保について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
e 目標地図への位置づけについて	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	

(親元就農希望の場合)

a 就農先の経営内での自らの役割について	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	
b 継承への段取りについて	積極的である ・ 普通 ・ 消極的である	

エ 研修指導者の研修生に対する所見

--

3 書類確認用

ア 成績表

※教育機関での研修で既に発行されている場合のみ確認する。

a 評価が著しく低い項目がないか	多数ある ・ 少しある ・ ない
------------------	------------------

イ 出席状況

a 概ね6か月かつ概ね600時間以上の研修を受けているか	受けている(受ける見込み) ・ 受けていない(受ける見込みがない)
b 研修への出席(参加)状況	※実績値を記入(出席(参加)率等)

ウ 出席状況

a 研修時間は原則1日8時間を超えていないか	超過なし ・ 繁忙期のみ超過 ・ 恒常的に超過	
b 休憩時間は適切か(6時間超45分以上、8時間超1時間以上途中に付与)	付与あり ・ 付与なし	
c 休日は適切か(毎週1日以上又は4週間4日以上の日)	付与あり ・ 付与なし	

4 総合所見

--